

山梨県企業局温泉事業未収金回収業務委託契約書

山梨県企業局(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、山梨県企業局温泉事業未収金回収業務について、次のとおり委託契約を締結する。

(委託業務の内容)

第1条

- (1) 委託業務 温泉事業未収金の回収等に係る業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」に定めるとおり
- (3) 対象債権 本契約締結後、別途、書面にて乙に通知する。

(収納事務の内容)

第2条 前条により甲が乙に委託する回収業務に係る収納事務の内容は、本契約に定めるもののほか、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下、「施行令」という。)第26条の4及び山梨県企業局財務規程(昭和41年山梨県企業局管理規程第37号。以下、「財務規程」という。)第28条第2項に基づき、甲が別に定める山梨県企業局温泉事業未収金回収業務に係る収納事務委託取扱要領(以下、「要領」という。)に定めるものとする。

2 乙は、地方公営企業法、地方公営企業法施行令、財務規程及び山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下、「財務規則」という。)、本契約、要領又は甲の指示するところに従い、善良なる管理者の注意義務をもって、信義を守り誠実に収納事務を履行するものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、平成30年 月 日から平成31年3月31日までとする。

(委託料及び支払い方法)

第4条 本契約に係る委託料の額は、乙の当該委託業務による各月の回収した金額の合計額に100分の___を乗じて得た額(一元未満は、切り捨て)に、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額(一元未満は、切り捨て)とする。

(契約保証金)

第5条 甲は、財務規程第126条に基づき、財務規則第109条の2第7号の例により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。甲は、乙に委託した業務について、乙が円滑に業務を遂行するために必要があると認めるときは、甲が必要と認めた業務に限り、乙は委託業務の一部を第三者に委託することができる。

(秘密の保持等)

第8条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、山梨県個人情報保護条例や別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報について厳重な管理に努めなければならない。

3 乙が本業務の遂行上取得した情報は、当該情報にかかる委託債権について受託が終了した場合、速やかに甲に返還し又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(委託料の支払)

第9条 乙は、別紙仕様書に定められた期日までに、甲に委託料を請求するものとする。

2 甲は、乙の請求書を受理した日から30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲が、その責めに帰すべき事由により、前項の支払時期までに委託料を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとし、その遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(業務の中止)

第10条 甲は、乙に委託した債権について、委託を取りやめる必要が生じた場合は、乙に対し書面にて申し出るものとする。この場合、乙は速やかに当

該債権について業務を中止する。なお、収納された金員の取扱いについては、個々の場合において、甲乙協議のうえ定めることとする。

- 2 乙は、債権について、受託を取りやめる必要が生じた場合は、甲に対し書面にて申し出るものとする。この場合の取扱いについては第1項に準ずる。

(委託業務の調査等)

第11条 甲は、乙の本業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、施行令第26条の4第3項の規定に基づき、委託に係る収納の事務について検査することがある。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約を誠実に履行しないとき、又は履行する意思がないと認めるとき。
(2) この契約の履行に関して、不正な行為があったとき。
(3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- 2 甲又は乙が委託契約を解除しようとするときは、文書により相手方に申し出るものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は甲にその損失の補てんを求めることはできない。

(損害賠償責任等)

第13条 乙が本業務遂行にあたり故意又は過失により第三者に損害を及ぼしたとき又は甲の業務に支障をきたす行為があったときは、乙はその損害賠償の責任を負うものとする。

ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(不可抗力による損害)

第14条 乙は、天災その他不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約解除の請求を書面により承認するものとする。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(合意管轄)

第16条 本契約に関し、訴訟その他の法的手続の必要が生じた場合には、甲府地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、財務規程及び財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲、乙双方記名押印の
うえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 3 0 年 月 日

甲 甲府市丸の内 1 - 6 - 1
山梨県企業局公営企業管理者

乙

別紙

山梨県企業局温泉事業未収金回収業務仕様書

1 対象業務

次に定める業務を本契約の対象とする。

- ア 滞納者等に対する催告業務
- イ 滞納者等からの未収金収納業務
- ウ 上記ア、イに付随する滞納者等との折衝業務
- エ 転居等による催告先不明者に係る住所調査
- オ 滞納者等の死亡時における相続人調査及び全ての相続人の所在調査
- カ 納付誓約者からの入金管理及び入金遅滞者に対する督促業務
- キ 滞納者等との折衝状況や回収金の状況等に関する報告業務

2 委託する債権等

委託する債権は、原則として次に定めるものとする。

- ア 当局からの催告では円滑かつ効率的な回収が見込めないもの。
 - イ 契約者の転居、死亡等により請求先が不明となっているもの。
 - ウ その他、甲からの催告の続行が適当でないと認められるもの。
- 委託する債権については、別途、委託債権一覧表にて通知する。

3 分納の取扱い

滞納者等から分納の申し出があった場合は、滞納者等の収入や財産の状況を勘案し、一括納付は困難であるが継続的な納付が見込めると乙が判断した場合は、できるだけ早期の完納を図ることを前提に分納を認めることとする。乙は、毎月納期限に分納金の入金状況を確認するとともに、遅滞者に対しては、督促するなど適切な履行管理を行うこと。

4 催告停止案件の取扱い

個々の委託債権が、次に該当する場合は、乙は当該債権に係る業務を停止し、甲に返却すること。

- ア 消滅時効の援用、破産、債務者死亡かつ相続人がいない等、催告の続行が不可能であると判明したもの
- イ その他、甲と乙が協議した結果、催告の続行が困難であると判断したものの

乙は、催告停止案件について、個々の委託債権ごとにその顛末を適時報告の際に報告するとともに、甲に根拠書類を併せて提出すること。特に次の場

合については、以下の書面を提出すること。

- ア 時効援用の場合 債務者からの申立書
- イ 自己破産の場合 破産手続開始決定通知書又は免責決定通知書
- ウ 債務者死亡かつ相続放棄の場合 相続放棄申述受理証明書

5 報告業務の取扱い

乙は、本仕様書各項に規定する報告事案の例による他、本仕様書1のキに規定する報告業務については、次のとおり甲に報告すること。

定時報告

定時報告は、毎月末時点で締め、委託業務を実施した日の属する月の翌月10日までに、委託料の請求書とともに、以下の項目について行うものとする。

- ア 収納状況の計算書
- イ 指定口座の当該期間の写し
- ウ 各月毎の回収金額・回収件数、累計回収金額・累計回収件数、分納誓約金額・分納誓約件数、催告停止金額・催告停止件数
- エ 分納誓約者、住民登録調査対象者、催告停止者、抗弁等申立者リスト

適時報告

適時報告は、以下の項目が判明の都度、速やかに行うものとする。

- ア 催告の続行如何にかかわるもの（自己破産、死亡等）
- イ 債務者からの申し出内容が、甲が提供した情報と相違する場合

6 甲が乙に対して提供する情報

甲が乙に対して提供する情報は以下のとおりとし、紙媒体若しくは電磁的媒体で提供するものとする。提供する情報は、原則、滞納者の情報とし、滞納者死亡時は、相続人の情報とする。なお、いずれも甲が保有している情報に限る。

- ア 滞納者等の氏名、生年月日、住所、電話番号
- イ 債権額
- ウ その他、業務に必要な情報

7 乙が回収した金額

乙が回収した金額は次に掲げるものの総和を言い、その他のものについては、乙が回収した金額とは認めないこととする。

- ア 本契約期間中に乙が回収した金額。
- イ 本契約期間中に乙の業務の成果により直接甲に支払われた金額。

8 業務遂行にかかる注意事項

訴訟等、法的手続きを要する場合及び弁護士照会、内容証明郵便発送業務等特殊な手続きを行う場合については別契約とし、対象業務としないこと。

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第3 取得の制限

- 1 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

第4 安全確保の措置

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

第8 資料等の返還

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 従事者への周知

乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知

するものとする。

第 10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第 11 実施責任

- 1 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。
- 2 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体制を整備するよう努めるものとする。

第 12 調査

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

第 13 指示

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

第 14 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。